



# 島根県報

平成16年11月 1 日 (月)  
号外 第 119 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

職員の研修に関する事務の委託	(人 事 課)	1
町の区域の設定及び字の区域の廃止	(市 町 村 課)	2
町の区域の設定及び字の名称の変更	( " )	3
益田市の人口	( " )	5
飯石郡及び雲南市の人口	( " )	5

## 告 示

### 島根県告示第1,082号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、次の規約により雲南市の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

### 雲南市の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

#### （委託事務の範囲）

第 1 条 雲南市（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

#### （経費の負担）

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度市長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

#### （予算の執行）

第 3 条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第 4 条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に送付しなければならない。

#### （決算の場合の措置）

第 5 条 知事は、地方自治法第233条第 6 項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を市長に通知するものとする。

第 6 条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

#### （連絡会議）

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

( 規程等を改正した場合の措置 )

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成16年11月1日から施行する。

島根県告示第1,083号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、益田市長から次のとおり町の区域をあらたに画し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の設定及び字の区域の廃止の効力は、平成16年11月1日から生ずる。

平成16年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 益田市において字を廃止する区域

大字朝倉、大字板井川、大字宇津川、大字久原、大字小原、大字笹倉、大字仙道、大字都茂、大字丸茂、大字三谷、大字山本、大字石谷、大字落合、大字紙祖、大字澄川、大字匹見、大字広瀬、大字道川

2 益田市においてあらたに町を画する区域

町 名	区 域
美都町朝倉	旧大字朝倉の区域
美都町板井川	旧大字板井川の区域
美都町宇津川	旧大字宇津川の区域
美都町久原	旧大字久原の区域
美都町小原	旧大字小原の区域
美都町笹倉	旧大字笹倉の区域
美都町仙道	旧大字仙道の区域
美都町都茂	旧大字都茂の区域
美都町丸茂	旧大字丸茂の区域
美都町三谷	旧大字三谷の区域
美都町山本	旧大字山本の区域
匹見町石谷	旧大字石谷の区域
匹見町落合	旧大字落合の区域
匹見町紙祖	旧大字紙祖の区域
匹見町澄川	旧大字澄川の区域
匹見町匹見	旧大字匹見の区域
匹見町広瀬	旧大字広瀬の区域
匹見町道川	旧大字道川の区域

## 島根県告示第1,084号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、雲南市長職務執行者から次のとおり町の区域をあらたに画し、字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の設定及び字の名称の変更の効力は、平成16年11月1日から生ずる。

平成16年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 本市においてあらたに町を画する区域

町 名	区 域
大東町	旧大原郡大東町の区域
加茂町	旧大原郡加茂町の区域
木次町	旧大原郡木次町の区域
三刀屋町	旧飯石郡三刀屋町の区域
吉田町	旧飯石郡吉田村の区域
掛合町	旧飯石郡掛合町の区域

## 2 本市において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
大字大東	大東
大字田中	田中
大字新庄	新庄
大字清田	清田
大字金成	金成
大字飯田	飯田
大字養賀	養賀
大字大東下分	大東下分
大字山田	山田
大字畑鶴	畑鶴
大字前原	前原
大字仁和寺	仁和寺
大字幡屋	幡屋
大字遠所	遠所
大字下佐世	下佐世
大字上佐世	上佐世
大字大ヶ谷	大ヶ谷
大字西阿用	西阿用
大字上久野	上久野
大字下久野	下久野
大字川井	川井
大字東阿用	東阿用
大字岡村	岡村
大字下阿用	下阿用
大字山王寺	山王寺

大字薦澤	薦澤
大字須賀	須賀
大字北村	北村
大字中湯石	中湯石
大字南村	南村
大字小河内	小河内
大字刈畑	刈畑
大字塩田	塩田
大字篠淵	篠淵
大字加茂中	加茂中
大字立原	立原
大字近松	近松
大字大西	大西
大字南加茂	南加茂
大字宇治	宇治
大字神原	神原
大字三代	三代
大字大竹	大竹
大字延野	延野
大字大崎	大崎
大字猪尾	猪尾
大字岩倉	岩倉
大字東谷	東谷
大字砂小原	砂小原
大字新宮	新宮
大字木次	木次
大字里方	里方
大字山方	山方
大字西日登	西日登
大字東日登	東日登
大字寺領	寺領
大字宇谷	宇谷
大字新市	新市
大字湯村	湯村
大字平田	平田
大字北原	北原
大字上熊谷	上熊谷
大字下熊谷	下熊谷
大字三刀屋	三刀屋
大字下熊谷	下熊谷
大字給下	給下
大字伊萱	伊萱

大字高窪	高窪
大字古城	古城
大字多久和	多久和
大字上熊谷	上熊谷
大字粟谷	粟谷
大字乙加宮	乙加宮
大字根波別所	根波別所
大字里坊	里坊
大字殿河内	殿河内
大字神代	神代
大字六重	六重
大字中野	中野
大字須所	須所
大字坂本	坂本
大字吉田	吉田
大字民谷	民谷
大字曾木	曾木
大字上山	上山
大字深野	深野
大字川手	川手
大字掛合	掛合
大字多根	多根
大字松笠	松笠
大字入間	入間
大字穴見	穴見
大字波多	波多

---

 島根県告示第1,085号

平成16年11月 1 日から美濃郡美都町及び及び同郡匹見町を廃し、その区域を益田市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により益田市の人口を次のとおり告示する。

平成16年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市 54,622人

---

## 島根県告示第1,086号

平成16年11月 1 日から大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村及び同郡掛合町を廃し、その区域をもって雲南市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第 1 項の規定により飯石郡の人口を、同令第177条第 1 項の規定により雲南市の人口を次のとおり告示する。

平成16年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

飯石郡 6,541人

雲南市 46,323人